

住居表示再整備ニュース 第6号

広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目にお住まいの方,
及び住所を置く法人・事業所の方へのお知らせ

(平成28年9月発行)

【住所変更手続き説明会にご参加いただき、ありがとうございました。】

平成28年8月28日(日)と8月30日(火)に市民の方向け, 8月27日(土)と8月29日(月)に法人・事業所の方向けの説明会を開催し, 合計59名の方にご参加いただきました。ご参加いただき、ありがとうございました。

今回の住居表示再整備ニュース第6号では, 電話や説明会などでお問い合わせいただいた質問とその回答を掲載します。

【「住所変更手続きのしおり」に一部記載漏れがありました。 お詫びして訂正いたします。】

配布いたしました「住所変更手続きのしおり」14ページの「個人番号(マイナンバー)カード」と「住民基本台帳カード(顔写真付き)」について,
「手続きの際, 暗証番号が必要である」記載が漏れておりました。

お詫びして訂正いたします。

【個人番号(マイナンバー)カードなどをお持ちの方へ】

個人番号(マイナンバー)カードなどの住所変更手続きについては, 同封しております市民窓口課からのお知らせ「広古新開7丁目・8丁目・9丁目にお住まいの方で個人番号(マイナンバー)カードなどをお持ちの方へ」に手続き方法や土日臨時窓口開設などをご案内しております。ぜひご覧ください。

【医療機関の方へのお知らせ】

医療機関関係の手続きについて, 呉市から追加のお知らせがございます。最後のページに掲載しておりますので, 医療機関の方は, ご確認ください。

皆様からの質問とその回答

【住居表示変更通知書について】

1 住居表示変更通知書の見方

問： 住居表示変更通知書の見方がよくわからないのですが。15歳以上の家族の通知書が同封されていないのですが。

答： 住居表示変更通知書の中ほど、「氏名又は名称」「変更前」「変更後」の3箇所をご確認ください。通知書は15歳以上の方、お一人あたり6枚を世帯でまとめて配布しております。特に、「氏名又は名称」には、「対象となる方の氏名」が記載されておりますのでご確認ください。

2 15歳未満の方の通知書

問： 12歳の子どもの通知書が同封されていないのですが。

答： このたびの配布では、15歳以上の方に通知書を配布しております。15歳未満の方で証明書が必要な場合、大変お手数ですが、住所変更の実施日以降、証明書発行の申請をお願いいたします。証明書につきましては、住所変更手続きのしおり 7ページをご覧ください。郵送でも申請が可能です。また、住居表示再整備ニュース第5号に証明書時間外発行臨時窓口をご案内しておりますので、ご利用ください。

【郵便について】

3 変更前の住所で書かれた郵便物の配達

問： 変更前の住所で書かれた郵便物でも、当面の間配達されるとのことですが、当面とはどれくらいの期間ですか？

答： 広郵便局に確認したところ、2, 3年で配達されなくなるというものではございませんので、ご安心ください。

4 転送届の提出

問： ① このたびの住所変更について、郵便局に「転送届」を提出する必要はありますか？

② これまでの転居で転送届を毎年郵便局に提出していますが、この転送届はどうなるのですか？

答： ① このたびの住所変更については、「転送届」の提出は不要です。

② このたびの住所変更よりも前の転居などで転送届を出されている場合は、これまでどおり、「転送届」の提出をお願いします。

5 お知らせ用はがき

問：① お知らせ用はがきは、必ず出す必要があるのですか？

② お知らせ用はがきを封筒に入れて投函したあと、追加で送付したい場合、手元に封筒が残っていませんが、どのように投函すればよいのですか？

答：① お知らせ用はがきは必ずしも出す必要はありません。ご事情に応じてお使いください。

② 手元に封筒がない場合は、お知らせ用はがきをゴムなどで縛って投函してください。枚数が少ない場合は、そのまま投函してください。

【自動車税・車検証】

6 自動車税

問：自動車税の住所変更手続きは必要ですか？

答：必要ありません。広島県西部県税事務所が送付先の変更を行います。

7 車検証

問：車検証の住所変更手続きを車検代行業者に依頼したところ、代行手数料を請求されました。呉市からの補償はないのですか？

答：車検証の住所変更手続きに際して、法令で定められた手数料などは無料、非課税となります。一方、代行業者等に依頼された場合の手数料などは、これまでの住居表示再整備ニュースなどでお知らせしてまいりましたが、自己負担となります。ご了承ください。

【不動産】

8 不動産登記名義人

問：広島新開7丁目・8丁目・9丁目不動産を所有していますが、住所変更手続きをする必要はありますか？

答：不動産の所有者の住所変更手続きについては、特に期限はありません。売買や贈与などの事由が発生したときに併せて行ってもかまいません。

なお、広島新開7丁目・8丁目・9丁目内の不動産については、換地処分公告日から3ヶ月程度は登記閉鎖のため、手続きはできませんのでご注意ください。

9 所有しているアパートの住所

問：広島新開7丁目・8丁目・9丁目アパートを所有していますが、アパート住所の変更通知はないのですか？

答：広島新開7丁目・8丁目・9丁目にお住まいで、建物を所有されている方に対する個別の通知は行っておりません。大変お手数ですが、このたび配布いたしました「新旧対照案内図」で該当建物の変更後住所をご確認ください。

医療機関の方へのお知らせ

通知書などを配布後、医療機関の方からお問い合わせいただいたもので、市役所関係で住所変更手続きが「不要なもの」と「必要なもの」がございました。当初配布の住所変更手続きのしおりに掲載できなかったことをお詫びします。

1 住所変更手続きが不要なもの

- (1) 結核指定医療機関
- (2) 生活保護指定医療機関

2 住所変更手続きが必要なもの

- (1) 小児慢性特定疾病指定医療機関

変更届の提出が必要です。変更届の様式は、呉市ホームページにあります。「住居表示変更通知書」を添付し、呉市保健所保健総務課にご提出ください。
(変更届の様式のダウンロード)

呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp 行政の窓口 →

組織で探す → 福祉保健部 保健総務課 → 届出・申請 →

指定医療機関の指定医の申請手続き(小児慢性特定疾病医療費助成制度)

【新たに広古新開7丁目・8丁目・9丁目に転入や転居された皆様へ】

広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住所が平成28年9月17日(土)に変わります。住居表示再整備により、みなさまには住所変更手続きのお手間をおかけすることとなります。申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

転入や転居の手続きをされた時期によって、新しい住所のお知らせ時期が異なります。新しい住所のお知らせは、住所変更の通知書などを呉市の委託業者「日航コンサルタント」がお宅にお持ちいたします。

ご不明な点は、呉市都市計画課までお問い合わせください。

ご不明な点は、呉市都市計画課総務グループにお問い合わせください。

住居表示再整備ニュース 第6号 平成28年9月

発行 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ

住所 呉市中央4丁目1番6号 本庁舎6階

電話番号 (0823)25-3366 電子メールアドレス tosikei@city.kure.lg.jp

【住居表示再整備ホームページのアクセス方法】

呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp 行政の窓口 → 組織で探す →

都市部 都市計画課 → 広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備